

農業委員会だより



# よさの



第30号 H30.3発行

編集発行

与謝野町農業委員会

広報編集委員会

与謝郡与謝野町字加悦433番地  
(加悦庁舎2階)

TEL:0772-43-9023 (直通)



2月28日、石川保育所でひな祭り集会が行われました。  
玄関に飾ってある雛人形と一緒に記念写真(^\_^)v



1歳児の作品

### 【目次】

与謝野シルクプロジェクト推進協議会の取組状況	2
赤とうがらしを与謝野で取組む今後の展望	3
平成29年度農地情報あれこれ	4
ホップ試験栽培の取組発表	5
農地中間管理事業	5
丹後産コシヒカリ良食味米共励会の表彰式	5
農業者年金に加入しましょう	6
収入保険制度が始まります	6
編集後記	6

# 与謝野シルクプロジェクト推進協議会の取組状況

農業委員会だより平成 29 年 9 月号でお知らせしましたように、与謝野シルクプロジェクト推進協議会が石川大宮地区内に桑（品種は「はやてさかり」）の苗木を 4,000 本植樹されました。桑は 1 年目にもかかわらず、青々とした葉を付けるまでに成長しました。しかし、協議会ではまだまだ安心されていません。一般的に養蚕に使えるようになるまで 2 年～3 年の歳月が必要と言われていています。今後、養蚕に使える桑の葉として収穫すべく、しっかりと桑園の管理をしていかれます。



桑園の風景(8月下旬に撮影)



同協議会では 12 月 5 日から全齢人工飼料育蚕研究室（与謝野町染色センター敷地内）において試験養蚕に挑戦され、年をまたいで 1 月 10 日に繭を収穫されました。今回の試験養蚕では 500 頭の蚕を飼育し、約 96%にあたる 480 個の繭を収穫されました。今回の養蚕で、温度・湿度をしっかりと管理すれば冬場でも養蚕ができることや、冷蔵庫に保存した桑の一部が利用できなくなり急遽奄美大島から取り寄せたことにより、桑の葉の販売について需要があることなど、春以降の養蚕に様々な手ごたえを感じておられました。



## トピックス

「桑」と聞くと普段食卓にはならないもの。蚕のエサ・食べることができないものと勘違いされやすいですが、桑には人間の身体に良い成分がとて多く含まれていると言われています。

特に“DNJ（1-デオキシノジリマイシン）”という成分がとて身体によく、桑の葉だけに多く含まれています。

※DNJとはブドウ糖によく似た物質で水に溶けやすく、糖質の吸収を抑える働きを持っています。

### 【“桑の葉”の効能】

- ・糖尿病の予防・改善
- ・中性脂肪値を下げる
- ・高血圧の改善
- ・コレステロール値を下げる

※この他にも様々な効能が期待できます

### 【“桑の葉”の使用用途】

- ・粉末状にすると様々なジャンルに使えます
- ・クッキーやケーキの生地に練りこむ
- ・お茶としてお湯に溶かして飲む

※上記の効能については、ホームページ等から引用しております。



桑の葉の粉末



与謝野町シルクプロジェクト推進協議会では、シルク産業の歴史と近況を分析しながら、シルク・桑の可能性をあらゆる方面から模索されています。今後の活躍を期待しましょう。

### 【問い合わせ先】

与謝野シルクプロジェクト推進協議会（与謝野町商工会内 43-1020）

もしくは与謝野町役場 商工振興課（43-9012）農林課（43-9023）



※写真はイメージです



新たな土地利用作物の可能性

実際に販売されている商品

## 赤とうがらしを与謝野で取り組む今後の展望について

### “新たな土地利用作物”

現在、与謝野町で新たな土地利用型作物として栽培を進めようという動きがある。それは「赤とうがらし」だ。

滝地区の農地所有適格法人(有)誠武農園が取り組んでいる乾燥野菜向けの栽培品目だが、この赤とうがらしが今、全国的に需要がある。赤とうがらしの国内自給率は約3%。残りの97%が中国やスペイン等からの輸入品に頼っている。

(有)誠武農園は以前から乾燥野菜を宇治市内の乾物屋と協力し、赤とうがらしをはじめ、人参やネギなども出荷している。

### “赤とうがらし”を 与謝野町の特産品に”

そう話すのは、株式会社真田の真田英明代表取締役社長だ。以前から(有)誠武農園と契約栽培で赤とうがらしを栽培してもらっているが、この事業を与謝野町全域まで広めて、与謝野町の特産品にしていきたいとお話をいただいた。(株)真田は与謝野町、若しくは丹後地域に乾燥工場建設も視野に入れ、話が進みつつある。

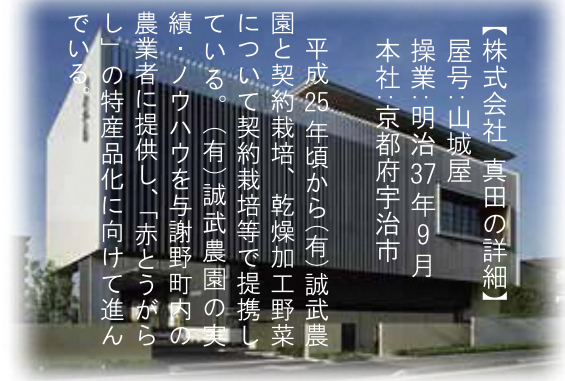


とうがらしの栽培時期は  
5月～10月(露地)

### “収穫・出荷も 簡素化を目指す”

従来の収穫の方法は青い部分は収穫せず、赤い部分のみを収穫し、乾燥・出荷していた。(有)誠武農園もこの収穫の仕方を実践している。実際の収穫の方法だと人の目で判別しなければいけないので、人手と労力、時間がかかる。

しかし、(株)真田が丹後地域に工場建設し、操業までこぎつけることができれば、根元の茎から刈取り、そのまま工場へ出荷することができるためそれほど手間がかからない。また、赤とうがらしは収穫だけでなく、栽培に関する情報も与謝野町としても所得向上に繋がる栽培品目の例としても確立していきたいと検討している。



【株式会社 真田の詳細】

屋号：山城屋  
操業：明治37年9月  
本社：京都府宇治市  
平成25年頃から(有)誠武農園と契約栽培、乾燥加工野菜について契約栽培等で提携している。(有)誠武農園の実績・ノウハウを与謝野町内の農業者に提供し、「赤とうがらし」の特産品化に向けて進んでいる。

栽培者・興味がある方 【募集】

赤とうがらしを栽培してみたい。どういう栽培体系？  
など興味がある方は以下までお問い合わせください。

与謝野町役場農林課 農業振興係

TEL：43-9023 FAX：43-2194

# 平成29年度農地情報あれこれ

## 貸借料情報・作業請負料金・農地の動き



### ●物納の賃貸料情報

区分	平均額	最高額	最低額	件数
町内全域(田)	30.5kg/10a	45kg/10a	18kg/10a	35

### ●現金の賃貸料情報

区分	平均額	最高額	最低額	件数
町内全域(田)	5,100円/10a	5,100円/10a	5,100円/10a	20

※与謝野町では、物納による賃貸借が多いため、物納の集計を行いました。

※平成29年1月から12月までに、農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結(公告)された賃借料を集計しています。

※毎年話し合いは、5,100円/10a(H28の平均額)で価格換算しています。

※特殊な取引(高額・無償)に係るデータは取り除いています。

※この情報は、昨年(平成28年)の情報ですので、必ずお互いで話し合い、納得できる賃借料を決定してください。

### ●農作業請負料金

区分	参考価格 (機械使用料込・オペレーター料込・税別)
荒起こし	11,000円/10a
切り替えし	6,000円/10a
代かき	7,000円/10a
田植え (苗・農薬・肥料別)	(肥料散布無) 8,000円/10a (肥料散布込) 9,000円/10a
コンバイン刈	24,000円/10a
合計	56,000円/10a~57,000円/10a
乾燥・調製	1,250円/30kg
畔ぬり	80円/m

ほ場の条件や燃料費の変動等により異なりますので、必ず双方で話し合い、納得できる作業請負料金にして下さい。



### ●農地のことは農業委員会へ!

農業委員会では毎月8日前後に総会を開催し、農地法等に基づき審査を行い、許可・承認を行っています。

申請書は毎月20日(20日が休祝日の場合は翌開庁日)までに農業委員会事務局へ提出をお願いします。

### ●平成29年度の農地の動き

申請・届出区分	件数	面積(m <sup>2</sup> )	申請・届出区分	件数	面積(m <sup>2</sup> )
農地法第3条	11	22,150	農地形状変更	6	4,900
農地法第4条	5	3,289	非農地明	11	3,759
農地法第5条	21	12,067	利用権設定	199	1,187,298



おめでとつございます！

2月22日に平成29年度丹後産コシヒカリ良食味米共励会の表彰式が行われました。与謝野町からは、野口道男さん（算所）が優秀賞、小谷安博さん（後野）が努力賞を受賞されました。お二人の今後の益々のご活躍が期待されます。



野口 道男さん



小谷 安博さん

## ホップ試験栽培の取組発表

1月21日に野田川わーくばるで与謝野ブランド戦略シンポジウム「みえるまちがみえる日」が開催され、各分野で活躍されている方々から事例発表などが行われました。

事例発表では、京都与謝野ホップ生産者組合の組合長である山本雅己さんが『ホップ試験栽培の取り組みについて』と題し、3年間行った試験栽培からわかったことや課題などについてのお話をされました。

また、今後の展開として、町内の民間によるクラフトビール醸造所の立地や町内で与謝野ホップでつくったビールが飲めるような取組みをしたいと話されていました。



## 農地中間管理事業が使いやすくなりました！

京都府農地中間管理機構では、平成29年度から通年でいつでも応募いただけるよう改めました。併せて、一度応募いただければ、辞退されるまで借受希望者としての登録が継続することとしました。また、これまで10年以上での契約を原則としていましたが、農地の出し手・受け手双方から「短縮してほしい」との要望をいただき、地域の実情に応じて5年以上も可能としました。

皆様のご応募をお待ちしております。

問合せ先 （公社）京都府農業総合支援センター（京都府農地中間管理機構）

☎075-417-6868

# 農業者年金に加入しましょう!!

農業者年金は農業者のための年金です。自分が納付した保険料とその運用益を原資として年金額が決まる積立方式・確定拠出型の年金です。

20歳以上、60歳未満である国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事していれば誰でも加入できます。

保険料は月額2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が自由に選択できます。また保険料はいつでも見直しができます。

保険料は全額、社会保険料控除となり節税できます。

年金は60歳から65歳までの間に、自由にいつでも受給を開始できます。しかも、80歳までの保証付きです。



## 収入保険制度が始まります!

平成31年から、青色申告を行っている農業者を対象に、農業者ごとに農産物全体の収入減少を補填する「収入保険制度」が始まります（受付は平成30年秋から）。

加入条件や補填内容など詳しいことは、京都府農業共済組合丹後支所（Tel：0772-62-6521）にお問い合わせください。



編集後記

「月々に月見る月は多けれど  
月見る月はこの月の月」  
これは作者不明の有名な和歌です。そんな優雅な月が懐かしい厳冬の冬もそろそろお帰り頂ける候となりました。元々本邦は古来陰暦で暮らしており、近世になって太陽暦になったと聞いております。水田に映る満月が美しい初夏が待ち遠しいものです。いつまでも、この光景が続くように農地を守っていかなくてはと思います。



広報編集委員

委員長 土井 義弘  
副委員長 太田 豊  
委員 木崎 博  
" " " 水口 俊彦  
" " " 西川千榮子  
" " " 西原 文代

